

令和 7 年度宿毛市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全組織とする。

4 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、次のとおりとする。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づく施設等で、次に掲げるもの

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（Ａ型及びＢ型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

（２）障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の規定に基づく助成を受けている小規模作業所

（３）法の政令に基づく事業所で、次に掲げるもの

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）の規定に基づく特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所であって、次に掲げる要件をすべて満たすもの

（ア）障害者の雇用者数が 5 人以上であること

（イ）障害者の割合が従業員の 20 パーセント以上であること

（ウ）雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30 パーセント以上であること

- (4) 障害者雇用促進法の規定に基づく在宅就業障害者等で、次に掲げるもの
- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う在宅就業障害者
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う在宅就業支援団体

5 調達する物品等

この方針において調達の対象となる物品等は、施設等が提供可能なものとする。

6 調達の目標

市の予算の適正な使用、契約における公正性及び競争性に留意しつつ、これまで調達実績のある物品等の調達の拡大に努めるとともに、調達実績のない物品等の調達にも努め、前年度の調達実績を上回ることを目標とする。

7 調達の推進方法

この方針における調達の推進方法は、次のとおりとする。

- (1) 施設等からの物品等の調達を推進するために、全庁的な取組みを推進する。
- (2) この調達方針の担当課は福祉事務所とし、障害者就労施設等が提供可能な物品等や役務の提供などについて情報を収集し、各組織に情報提供を行う。各組織はその情報を基に可能な限り施設等への発注に努める。
- (4) 施設等からの物品調達にあたっては、シルバー人材センターや地元中小企業等に配慮しながら進める。
- (5) 施設等への発注の際には、施設等の提供能力に合わせ、履行期間、納入条件等に適切な配慮を行う。
- (6) 施設等からの調達に際し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用し、施設等から優先的に物品等を調達するよう努める。

8 調達実績の集計及び公表

調達実績は、会計年度終了次第集計し、速やかに公表する。

9 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等の市庁舎内等での物品の販売や市及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び市民等へのPRの推進にも努めることとする。

附則

この方針は、令和7年4月1日から施行する。